

独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第2期）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成20年 2月29日

平成23年 月 日 変更指示

厚生労働大臣 舩添 要一

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う等の業務実施体制に効率化を図るとともに、事務のこと。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ること。

2 内部統制の強化

各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減

（1）一般管理費及び退職金共済事業経費

運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費につ

いては、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成１９年度予算額に比べて１８％以上の削減を行うこと。

（２）人件費

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成１８年度以降の５年間で、平成１７年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。

また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化にすみやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

（３）随意契約の見直しについて

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第２９条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 退職金共済事業

１ 確実な退職金支給のための取組

機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。

（１）一般の中小企業退職金共済事業

① 今後の確実な支給に向けた取組

未請求退職金の発生防止の観点から、

- ・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること
- ・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと

等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成２４年度）までに、１％程度とすること。

② 既に退職後５年を超えた未請求者に対する取組

既に退職後５年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。

③ 加入者への周知広報

これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

（２）特定業種退職金共済事業

① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。
- ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。
- ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。

② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。
- ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から１３０億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。

③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。
- ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。
- ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。

2 サービスの向上

(1) 業務処理の迅速化

契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。

また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。

(3) 積極的な情報の収集及び活用

加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

3 加入促進対策の効果的实施

中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。

Ⅱ 財産形成促進事業

(1) 融資業務について

融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現すること。

(2) 周知について

- ① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。
また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度14万件以上を目指すこと。
- ② 中小企業の勤労者の生活の安定及び事業主の雇用管理の改善に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する情報提供の充実を図ること。
- ③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。
- ④ 経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

I 退職金共済事業

1 累積欠損金の処理

累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。

2 健全な資産運用等

資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。

また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

II 財産形成促進事業

財形融資業務については、中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指すこと。

このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する「財形勘定収支改善等計画」を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、適切な債権管理に努めること。

III 雇用促進融資事業

雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融资への着実な償還を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

（１）保有する資産について

機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。

- ① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。
- ② 松戸宿舍及び越谷宿舍については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。

（２）退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、普及促進における両事業の連携を図ることとする。